

1. 出産育児一時金の総額

出産育児一時金 + 産科医療補償制度の掛金相当額 (= 条例第6条第1項ただし書き = 加算額)

	出産育児一時金		産科医療補償制度の掛金		合計
		差額		差額	
改正前	40万8千円	80千円	1万2千円	0円	42万円
改正後	48万8千円		1万2千円		50万円

↑
条例改正
↑
(改正なし)

※改正後…令和5年4月1日以降の出産

※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は、出産費用に掛金が加算され、加算分については出産育児一時金48万8千円と合わせて支給する。

2. 経過

厚生労働省の社会保障審議会において、年々増え続ける出産費用に対応するため、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給総額について50万円に引き上げられることが了承された。

※厚生労働省によると令和3年度の出産費用の全国平均は47万3千円余りで、42万円を超えている。

3. 参考

(1) 出産費の直接支払い制度について

国保連合会を通じて医療機関へ50万円を限度に出産育児一時金として支払う。(通常の保険給付費と同様)

<ケース①> 出産費が50万円以下だった場合 (例: 40万円)
 50万円 - 40万円 (出産費) = 10万円
 →被保険者から差額支給の申請により10万円支給する。

<ケース②> 出産費が50万円を超えた場合 (例: 55万円)
 50万円 - 55万円 (出産費) = Δ5万円
 →被保険者が医療機関へ5万円を支払う。

(2) 産科医療補償制度について

分娩に関連して重度脳性麻痺を発症した場合、分娩機関の医療過誤に関係なく補償する。補償金の総額3,000万円。

○補償対象範囲

一般審査…在胎週数が28週以上であること。